多様なこどもの居場所づくり実証事業（高校生年代のための自由な居場所づくり）
業務委託仕様書

１．業務の目的

地域のつながりの希薄化、少子化の進展などにより、こども同士が遊び、育ち、学びあう機会が減少しており、こどもが地域コミュニティの中で育つことが困難になっている。こどもが家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下で成長するため、学校や地域、民間団体等と連携しながら、多様なこどもの居場所づくりを進め、こどもが様々な場所で、多くの人々と関わりながら、ウェルビーイングで成長できる機会を創出する必要がある。

本事業は、高校生年代が多く集まり、非行が市内でも多く発生している中心市街地において、これまで行政の支援が手薄となっていた高校生年代を対象に新たな居場所を設け、環境改善を図るとともに、ウェルビーイングで成長できる機会を創出するための実証事業であり、既存施設を活用し、ＮＰＯ法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証することにより、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりの事例展開を図ることを目的とする。

２．業務の履行期間

契約の日から令和９年３月３１日まで

３．業務の実施に係る留意事項

（１）本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

（２）受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

（３）受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。

（４）受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。

（５）受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（６）受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

（７）受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。

（８）本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

４．打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打合せを行い、業務進捗状況の報告及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成したうえで、本市に提出すること。

５．業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

（１） 高校生年代を対象とした自由な居場所づくり

義務教育修了の節目とともに、学校教育の一環として行われてきた支援がなくなったり、行動範囲が広がったりすることにより、悩みや不安を相談する相手や居場所が持てなくなるなど社会資源につながりにくい傾向が見られたり、支援を求めることへの抵抗感が強まり助けを求めにくくなったりすることがあるため、高校生年代が「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える、当事者のニーズを最大限生かした自由な居場所づくりを実施する。また、居場所づくりにあたっては、利用者が居心地の良い空間を整えるとともに、利用者のニーズに応じて居場所を改善する。

＜開設概要＞

・実施場所：商業施設（四日市市安島地内）

・開催頻度：月１６日程度（週４日）

・開催時間：１５時から１９時まで（準備・片付けは含まない）ただし、利用者のニーズに合致した場合等、事前に本市と協議を行い、承認を得たうえで、開催時間の変更は可能とする。

・開催期間：令和８年７月１日（予定）から令和９年３月末

【留意事項】

・実施場所の詳細について、必要に応じて市へ確認すること。

・高校生年代が居心地の良い空間を創出するため、開設前に環境整備を行うこと。ただし、内容について、事前に市担当者と協議し、本市の承認を得た後、実施すること。

・開設前の環境整備は最低限に留め、利用者のニーズに応じて改善を図ること。ただし、改善内容については、事前に市担当者と協議し、本市の承認を得た後、実施すること。

・Ｗｉ－Ｆｉ環境（利用者に不便がない程度の仕様のもの）を整備すること。

・事業終了後は、原状復旧すること。ただし、購入した物品は処分する前に、市担当者と協議し、処分もしくは市が指定する場所への移動を行うこと。

・居場所の開設・環境整備等に係る一切の経費は委託料に含めること。

【企画提案事項】

・開設する居場所のイメージ図を示すこと（イラストや事例でも可とする）。

・利用者のニーズに応じた居場所づくりをどのように選定し、実現するかを提案すること。また、想定されるニーズと実現案を具体的に２つ以上示すこと。

（２） 居場所の管理・運営

責任者を配置し、居場所の管理・運営を行う。運営にあたっては、こどもの権利について研修を受けた者が行うこと。なお、研修の形態は問わない。また、利用者の情報や様子、来場の頻度や目的等を記録するとともに、利用者アンケートを行う。さらに、利用者と交流し、利用者が抱える悩みや不安の解消、ニーズの把握を行い、利用者参加型の企画の実施もしくは利用者が企画する取組の実施を支援する。

【留意事項】

・２名以上の職員・スタッフが常駐すること。

・緊急時の対応方法を掲示すること。

・保険に加入すること。

・利用者が立案した企画を実行する前に、市担当者と協議し、本市の承認を得た後、実施すること。

・利用者の情報や様子、来場の頻度等を記録し、本市に報告すること。

・居場所の管理・運営及び企画の実行に係る一切の経費は、委託料に含めること。

【企画提案事項】

・常駐するスタッフの経歴を示すこと。

・利用者の情報や様子、来場の頻度や目的等の記録方法を提案すること。

・利用者との接し方や関係構築の基本姿勢を示すとともに、ニーズ把握方法やアンケート項目、実現可能性の高い企画を１つ以上提案すること。

（３） 居場所の周知・利用啓発

高校生年代に対し、居場所の内容を周知するため、チラシ等を制作・配布するとともにＳＮＳ等を活用し、居場所の利用状況や取組などを配信する。

＜印刷物仕様＞

チラシ　：Ａ４片面４色刷り　コート紙１１０ｋｇ（４，０００枚程度）

ポスター：Ａ２片面４色刷り　コート紙１３５ｋｇ（１００枚程度）

＜ＳＮＳ等＞

対象世代にとって親しみやすい媒体を使用し、広報を行うこと。なお、セキュリティには十分に配慮し、ＳＮＳ運用ポリシーを作成し、掲示すること。

【留意事項】

・三重県北勢地区の高等学校等にチラシ・ポスターを配布すること。

※チラシの配布枚数は、２２校×学年数×クラス数×２枚

※ポスターの配布枚数は、２２校×２枚

・ＳＮＳ等の運用においては、定期的に配信すること。

・デザイン・印刷を含め、周知啓発に係る一切の経費は、委託料に含めること。

【企画提案事項】

・ＳＮＳ等の使用媒体を提案するとともに、運用方法を示すこと。

（４） 成果の把握・分析及び考察

本事業の結果とまとめ、良かった点・悪かった点を整理し、国が示す「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、分析及び考察を行い、今後、高校生年代を対象とした居場所を創出するために重視すべき事項をとりまとめ、実施場所や形態等、高校生年代のニーズを反映した居場所づくりについて分析すること。

＜成果指標（ＫＰＩ）＞

（１） 居場所の利用人数（ユニーク数）、延べ利用人数

（２） リピート率（回数別）

（３） アンケート調査結果における居場所の満足度

（４） ＳＮＳ等のエンゲージメント数

【企画提案事項】

・各成果指標（ＫＰＩ）の数値を示すこと。また、その達成に向けて特に重視するポイントを示すこと。

６．成果品

受託者は業務を完了して、以下に定める成果品を本市に提出して検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

【成果品】

（１） 実績報告書　２部

報告書には事業概要、実施内容、アンケート結果、事業効果、課題の検証、分析・考察を含めて記載すること。

（２） 実績報告書　電子データ　１部

報告書のデータをＰＤＦ方式に加工し、電子記憶媒体に保存すること。

（３） 制作したデータ（素材を含む）　一式

７．支払方法

前金払（３分の１以内）及び完了払とする。

８．権利関係

（１）本業務における成果物の取扱い

①本業務の履行に係る成果物の所有権は全て市に帰属する。

②成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。

（２）著作権・知的財産権の使用

①本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

②上記にかかわらず、市がその方法を指定した場合はその限りではない。

９．個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、個人情報の漏えい、滅失又は改ざんをすることのないよう適正な管理を行うほか、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

１０．暴力団等不当介入に関する事項

（１）契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

（２） 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

１１．障害者差別解消に関する事項

（１）対応要領に沿った対応

① この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推

進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成２９年２月２８日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（２）対応指針に沿った対応

上記（１）に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第１１条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

１２．その他

（１）本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

（２）受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告しなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が事故の責任において一切を処理するものとする。

（３）業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。

（４）プロポーザルにおける企画提案書の内容及びヒアリングの回答は本契約に含む。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第２　乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第６７条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による

業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（苦情の処理）

第１１　乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（定期報告及び事故発生時における報告）

第１２　乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第１３　甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うこ

とができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。